明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

H × 0.982 × 0.75 − I × 0.982 × 0.75

H × 0.982 × 0.75 及びI × 0.982 × 0.75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

I　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和４年総務省令第50号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和４年改正前の省令」という。）第18条第３項第１号算式の符号Bの額

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α + B）× 0.75

算式の符号

［略］

α　1.03

［二・三　略］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A × 0.05 − B）× 1.602｝× 0.75 −（C × 1.763）× 0.75

［略］

［二・三　略］

6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

算式の符号

［略］

α　0.721

β　0.726

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

H × 0.986 × 0.75 − I × 0.986 × 0.75

H × 0.986 × 0.75 及びI × 0.986 × 0.75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

I　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和３年総務省令第76号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和３年改正前の省令」という。）第18条第３項第１号算式の符号Bの額

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α + B）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　0.35

［二・三　同上］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A × 0.05 − B）× 1.401｝× 0.75 −（C × 1.591）× 0.75

［同左］

［二・三　同上］

6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.029

β　1.026

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式